

堺障サ第2913号  
令和8年3月25日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

堺市長 永藤 英機  
(公印省略)

【重要】令和8年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 提出期限等について

(1) 提出期限

令和8年4月15日（水）※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 提出方法

郵送、電子メール又は電子申請システム（電子申請システムは処遇改善に関する届出のみ）

2 福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書について

福祉・介護職員等処遇改善加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和8年4月又は5月から当該加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、令和8年4月15日（水）とされています。

つきましては、当該加算を令和8年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和7年度から引き続き取得する事業所を含みます。）は、必要な届出を行ってください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

※計画書の提出がない場合は、令和8年度の当該加算を取得しないと判断しますので、算定する場合は必ず計画書を提出してください。

3 前年度実績等を踏まえて届け出る加算等について

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、特例により令和8年4月中に届け出ることにより、同年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。対象の加算等を同年4月1日サービス提供分から新たに算定しようとする、又は変更しようとする事業所は、必要な届出を行ってください。

※対象の加算等を既に算定しており、区分の変更がない場合は提出不要です。

※区分の変更がない場合は提出不要ですが、正しく確認できているか、後日根拠書類の提出を求める場合がありますので、令和8年度は前年度実績等を踏まえてどの区分になるか、必ず確認しておいてください。

※届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払が正しく行われなことがあるしますので、届出内容を十分確認してください。

#### 4 その他連絡事項

##### (1) サービス管理責任者のやむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いた事業所については、実務経験を有する者をサービス管理責任者とみなして配置可能です。当該制度はあくまでも「やむを得ない事由」により欠如した場合が対象で、サービス管理責任者が欠如したら無条件で適用できる措置ではありません。なお、「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者を直ちに配置することが困難な場合」となります。

やむを得ない事由による措置を希望する場合は、変更届と一緒に「サビ管等みなし配置要件確認シート」を提出してください。ただし、同シートを提出すれば必ず認められるわけではありません。同シートに記載されている内容等を確認し、やむを得ない事由に該当するか否かを判断します。判断の結果みなし配置が認められない場合は、サービス管理責任者は不在ということになり、有資格者を配置できない期間が続くとサービス管理責任者欠如減算の対象となりますので、ご了承ください。

なお、当該制度はあくまでもやむを得ない事由による措置ですので、みなし配置後も採用活動等を行い、できるだけ早く正規（有資格者）のサービス管理責任者を配置するように努めてください。また、みなし配置後に実践研修を修了した場合は、変更届（みなし配置から正規への変更）と研修修了証を提出してください。

##### (2) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）期間の短縮について

実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）については、一定の要件を充足した場合のみ、例外的に基礎研修修了後「6月以上」で受講可能となりますが、原則は「2年以上」です。期間を短縮する要件は、①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。の3点で、いずれも満たしている必要があります。いずれかの要件を満たしていないにも関わらず期間を短縮して実践研修を受講した場合、たとえ実践研修修了証があったとしても実務経験が2年に満たない間はサービス管理責任者としての配置を認めませんので、ご注意ください。

##### (3) 既存の戸建て住宅・共同住宅を活用したグループホームの申請について

既存の共同住宅を活用したグループホームを申請する場合、寄宿舍に相当する性能を有し、大阪府福祉のまちづくり条例に適合していることの挙証資料の提出があれば申請を認めていましたが、他市の取り扱いも踏まえ、令和8年4月以降の申請につきましては「既存の

共同住宅を活用したグループホームに関するチェックリスト」の提出を必須とします。チェックリストの全項目を満たさない場合は申請不可となりますので、ご了承ください。

既存の戸建て住宅を活用したグループホームを申請する場合、「既存の戸建て住宅を活用したグループホームに関するチェックリスト」の項目10（スプリンクラー設置）と項目11～14（避難歩行距離が8m以下等）の併用を認めていましたが、令和8年4月以降の申請につきましては併用不可とし、項目10又は項目11～14のいずれかのみで申請していただくこととなりますので、ご了承ください。

(4) 各種届出様式の変更について

令和8年4月1日より、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続きについて、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等（標準様式等）により行うものとされました。堺市ホームページに掲載している様式につきましても、令和8年4月1日より標準様式に変更しますので、令和8年4月1日以降に変更届等を提出する際は標準様式を使うようにしてください。

(5) 障害福祉サービス課事業者係メールアドレスの運用終了について

障害福祉サービス課事業者係のメールアドレス「jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp」につきましては、令和8年12月31日をもって運用を終了します。現在、各種届出書類等の提出先として郵送又は電子メールとしておりますが、令和9年1月1日からは電子メールでの提出はできなくなり、代わりに電子申請システムでの提出を可能とする予定です。

電子申請システムでの受付体制が整いましたら改めて案内させていただきます。まだ電子申請システムの利用登録がお済みでない場合は、事前に登録をお願いします。

**【問合せ先】**

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電 話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp